



はまかせ通信

シルバーコースト甲子園

介護老人福祉施設
短期入所生活介護
令和5年7月10日号

行動基準表をご紹介します。

シルバーコースト甲子園 感染ランクに応じた行動基準 新型コロナウイルス発症時

行動基準表

作成日2022年（令和4年）1月19日
更新日2023年（令和5年）6月28日

- 第1段階・・・基本的な感染予防に努め、1ヶ月に1度の感染対策委員会にて感染状況の把握を行う。
- 第2段階・・・市内の感染症の拡大傾向が見込まれることから、ご入居者、ご利用者の健康管理に十分留意した対応を行い施設内に持ち込まないよう意識を高める
- 第3段階・・・施設内の発生はないが県内もしくは市内、近隣の県や市で明らかな感染拡大が発生している事から面会、業者の出入り、催し物の一部制限を行い外部からの持込みによる施設内感染を徹底的に予防する。
- 第4段階・・・ゾーニングを施しクラスター防止に向けた対策を行う。
- 第5段階・・・施設長より各事業所へ対策などの発令と感染マニュアルに基づき感染拡大防止に向けた対策を行う。
- 第6段階・・・施設内でクラスターが発生しており施設通常運営が行えない状況。

段階判断基準・・・①2名の管理医師の見解
②感染対策委員会で①の内容を加味し内容項目と照らし合わせ段階を決定

※段階決定については感染委員会にて決定する。

ランク	判断基準	対応項目	職員の行動	各部署換気の目安
1段階 注意喚起	・市内の定点観測0～ ・地域医療機関での感染者数（管理医師確認） （拡がりはない）	・換気頻度⇒春季～夏季：常時天窓を開放。冬季～春季：AM/PM1回及び換気の目安に準じて ・フロアでの面会（予約制） ・イベント、ボランティア受入など含め通常対応 ・施設見学、サービス担当者会議など制限なし	・手洗い・消毒の励行 ・検温の回数職員（自宅・出勤時・休憩時） ・マスク着用 ・入居者、利用者が発熱者が発生した場合には感染症対応の実施 ・アクリル板設置 ・特養：ご入居者は朝に検温（非接触体温計） ・デイ：迎え時に検温（非接触体温計） ・ショート：迎え時に検温（接触体温計） ・ヘルパー：訪問時に検温（非接触体温計）	アラーム発報の基準 【1階事務所】 660ppmに設定。 ※600ppmを超えた場合のみ換気。 意識づけより30分に1度は換気アラームを鳴らす。 【居宅・デイ事務所】 700ppm 【デイフロア】 800ppm 【ヘルプ】 アラーム発報を600ppmに設定。 600ppmを超えた場合のみ換気。 職員が食事をしている場合には換気をしながら食事を摂る。
2段階 要警戒	・市内の定点観測2.0～ ・地域医療機関での感染者数（管理医師確認） （少し拡がりをみせている）	・イベント、ボランティア受入、外出レクリエーション活動の内容、状況に応じ規模の縮小または実施方法を検討し開催していく	・状況に応じ臨時感染対策委員会を実施 ・1階に段階基準表の黄色を掲示し周知する	アラーム発報を600ppmに設定。 600ppmを超えた場合のみ換気。 職員が食事をしている場合には換気をしながら食事を摂る。
3段階 水際対策の徹底	市内や地域で感染者数の急激な増数があると委員会 で判断される場合 （例）小中高の複数の学級閉鎖・学年閉鎖など ・市内定点観測5.0～ ・地域医療機関での感染者数（管理医師確認） （拡がりが増えており流行と判断してもいい）	・フロア内での対面面会から1階ロビーでアクリル板越しでの対面面会へ変更 （看取りケアの方については週に2～3日程度面会継続。但し危篤時、体調不良時は除く） ・ご家族との外出は中止 ・館内に感染発生がなければ音楽療法も含めた全体のイベント・外出レクリエーション活動は継続 （音楽療法については、第2シルバーとの調整を行う） ・地域イベント、実習生受入れ、施設見学などの参加は状況に応じて制限 ・ボランティアの受入れを制限もしくは中止 ※感染対策委員会で要検討とする （1グループのボランティアの受け入れ人数は10名程度とする）	・ロビー、各職員室に段階基準表の赤色を掲示し意識付けを高める ・全入居者の検温を朝・夕2回/日実施 ・サーキュレーターもしくは扇風機で常時空気の流れをつくる	【特養】 2階・3階・4階 アラーム発報を700ppmに設定。 700ppmを超えた場合のみ換気。 職員がケアステや休憩場所で密になる場合にはケアステ内を換気。 4階については、ご利用者の状況に応じて1時間に1度10分程度換気。 【包括】 アラーム発報を700ppmに設定。 アラームの発報有無に関わらず1時間に10分は換気。
施設内発生				
4段階 拡大防止策の徹底	・施設内ご入居者で1名発症 ・施設職員が1名以上発症 ※職員発症時には出勤状況により対策が異なる	・拡大防止のため、感染発症者周囲の消毒と定期的な換気 ・発症者が発生したフロアは発症後より4日間の利用者、職員の健康観察 ・健康観察期間中の4日間は該当フロアのみボランティアの受入れと音楽療法は見合わせる ・入居者が発症した場合には、該当フロアについては1階の対面面会 ・職員が発症した場合には、1階での対面面会は継続。但し該当フロアについては家族ボランティアの受け入れは中止	・行動履歴の把握と共有 ・発熱者及び体調不良者対応時には隔離と防護服を着用 ・BCP（感染マニュアル）に基づいたゾーニングの実施 ・会議など含めた各専門職員の行き来の一部制限（入居者発症時） ・2名範囲の周辺座席及び同部屋のご入居者の健康観察 （朝・夕4日間の検温測定） ・感染者の同部屋、同食席者は感染拡大防止のため、周囲と距離を保った座席配置やアクリル板の設置、食事時間の変更、入浴の時間帯変更などに配慮する	
5段階 緊急事態	・同フロアの入居者が2名以上発症 （フロア隔離）	・緊急感染対策委員会を召集 ・フロア隔離 ・サービス事業の一部休止もしくは条件付き継続 ・各フロアへのご入居者の移動制限 ・季節問わず常時の換気 ・該当フロアの散髪は中止。他フロアの散髪はカットのみとする	・臨時感染対策委員会を実施 ・隔離部屋はフェイスシールドを着用。他の入居者は症状の有無（飛沫など）により、フェイスシールド着用の必要性をフロアで判断する （※フロア責任者の判断） ・参加型会議の中止 ・職員のフロア間行き来の制限	
6段階 非常事態	・クラスター発生（10名以上） ※死亡者1名。重篤者が2名	・デイサービスの営業について検討（人員不足が生じた場合）（法人判断） ・感染マニュアル及び保健所の指示に基づいた感染対応の実施 ・保健所、市への連絡（保健所の指示にて感染マニュアルに基づいて感染対策を開始） ・全部署の散髪中止	・緊急感染対策委員会を実施（一部リモート） ・他部署、他施設からの応援要請（職員の感染者により人員不足時） ・フロア間の行き来中止と入浴の制限（該当階は入浴中止） ・該当フロアの面会中止	